

日向市監査委員告示 第4号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき令和6年度の日向市定期監査（公立保育所・公立公民館）の結果を別紙のとおり公表します。

令和6年8月1日

日向市監査委員 門脇 功郎

日向市監査委員 畝原 幸裕

令和 6 年 度

日向市定期監査報告書

（ 公立保育所・公立公民館 ）

日向市監査委員

令和 6 年度 定期監査報告書（公立保育所・公立公民館）

1 監査の対象

主として令和 5 年度の財務に関する事務の執行について

2 監査の対象課等

（１）福祉部 こども課所管

細島保育所 上町保育所

（２）教育委員会 生涯学習課所管

中央公民館 日知屋公民館 大王谷公民館 東郷公民館

3 監査実施期間

令和 6 年 4 月 26 日～令和 6 年 6 月 26 日

4 監査を実施した監査委員

監査委員 門 脇 功 郎

監査委員 畝 原 幸 裕

5 監査の方法

令和 5 年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

（１）事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。

（２）保育所長、公民館長等以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

指 摘 項 目		件 数			
		指摘事項	注意事項	意見・要望事項	計
収入 事務	補助金等に関するもの				
	上記を除く		1		1
支出 事務	補助金等に関するもの				
	上記を除く		1		1
契 約 事 務			1		1
財 産 （ 物 品 を 除 く ）					
物 品 の 管 理					
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性					
指定管理者による公の施設の管理					
そ の 他					
準 公 金 に 関 す る も の					
合 計			3		3

別紙

各課に対する指摘等の内容

1 福祉部

こども課

(1) 細島保育所

【注意事項】

10万円を超える修繕料の契約において、随意契約理由書等、必要な書類の添付がない状態で契約が締結されているものがあった。日向市財務規則第104条、日向市工事請負契約等事務取扱規程第5条の規定等に基づき、遺漏のないよう適正に処理されたい。

(2) 上町保育所

【注意事項】

研修会の参加費を、参加した職員が立替えて支払っている事例が見受けられた。適切な方法ではないことから、事前に資金前渡が必要ないか確認を行ったうえで、必要な場合は地方自治法施行令第161条及び日向市財務規則第60条の規定に基づき、資金前渡による方法をとられたい。

2 教育委員会

生涯学習課

東郷公民館

【注意事項】

公民館使用料の調定について、複数回の使用をまとめて調書を作成している事例が多く見受けられた。調定については、歳入の基本であることから、事由が確定した時点で作成するようにされたい。